

事務所通信

発行：社会保険労務士ごと事務所

〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL：0586-64-9086 FAX：0586-64-9087 e-mail：info@mail.sr-goto.com

発行日：2014年4月3日



花より団子、花見より乾杯



最新情報

労働移動支援助成金として「受入れ人材育成支援奨励金」を創設

本年3月1日から、雇用保険二事業の助成金の一つである労働移動支援助成金について拡充が図られ、従来からある再就職支援奨励金に加え、新たに「受入れ人材育成支援奨励金」が創設されました。

労働移動支援助成金

再就職支援奨励金	受入れ人材育成支援奨励金〔新設〕
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主を助成	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う事業主を助成→以下でポイントを紹介

受入れ人材育成支援奨励金のポイント

1 主たる支給要件

次のすべての措置をとることが必要です。

① 対象労働者を次のア～ウのいずれかにより受け入れること。

ア 雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者を離職日から1年以内に期間の定めがない労働者として雇い入れる。

イ 移籍により、移籍元事業主における離職日から6か月以内に期間の定めがない労働者として受け入れる。

ウ 在籍出向により受け入れた上で、受入れの日から6か月以内に、移籍に切り換えて期間の定めのない労働者として受け入れる。

② 職業訓練計画を作成すること。

③ 職業訓練計画を含めた申請書類を管轄の労働局に提出し、訓練開始前に認定を受けること。

④ 職業能力開発推進者を選任すること。

⑤ ③により認定を受けた計画に基づき、対象者の雇入れた日(又は受入れた日)から1年以内に訓練を開始すること。

⑥ 訓練実施期間中に対象者に対し賃金を支払うこと。

2 支給額

訓練の種類に応じて、1つの職業訓練計画について支給対象者1人当たり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。ただし、1年度1事業者あたり5,000万円を上限とします。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額 上限30万円
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円



この拡充は、「失業なき労働移動の実現」を目指す政策を具体化したものです。詳細や他の助成金の情報を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見直しを行っています。
平成 26 年 3 月分から適用される保険料率については、一般保険料率(都道府県単位保険料率)は据え置くこととされましたが、介護保険料率(全国一律)は 0.17% 引き上げることとされました。



◆◆ 平成 26 年 3 月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率 ◆◆

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

北海道	10.12%	石川県	10.03%	岡山県	10.06%
青森県	10.00%	福井県	10.02%	広島県	10.03%
岩手県	9.93%	山梨県	9.94%	山口県	10.03%
宮城県	10.01%	長野県	9.85%	徳島県	10.08%
秋田県	10.02%	岐阜県	9.99%	香川県	10.09%
山形県	9.96%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.96%	愛知県	9.97%	高知県	10.04%
茨城県	9.93%	三重県	9.94%	福岡県	10.12%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.16%
群馬県	9.95%	京都府	9.98%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.94%	大阪府	10.06%	熊本県	10.07%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.00%	大分県	10.08%
東京都	9.97%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.01%
神奈川県	9.98%	和歌山県	10.02%	鹿児島県	10.03%
新潟県	9.90%	鳥取県	9.98%	沖縄県	10.03%
富山県	9.93%	島根県	10.00%		

〈補足〉都道府県単位保険料率は、「特定保険料率(後期高齢者支援金等に充てる分)」と「基本保険料率(協会けんぽの加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる分)」から構成されています。

平成 26 年 3 月分からは、「特定保険料率」が全国一律で 4.07% (4.15% から変更) になりました。

例) 東京都の場合: 都道府県単位保険料率 9.97% (うち、特定保険料率 4.07%、基本保険料率 5.90%)

2 介護保険料率(40歳以上 65歳未満の方)

全国一律 1.72% (1.55% から引上げ)

注. 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

保険料は、
標準報酬月額 × 上記の率 になります。

40 歳以上 65 歳未満の介護保険第 2 号被保険者は
標準報酬月額 × (上記の率 + 1.72%) になります。

計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。

今回の見直しにおいては、40 歳以上 65 歳未満の方に限って、健康保険の保険料が変更されることとなります。

お仕事 カレンダー

- 4/10 ● 一括有期事業開始届の提出
(建設業)
主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で
かつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
● 3 月分の源泉所得税、住民税特別徴収
税の納付
- 4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届
の提出
- 4/30 ● 労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日
未満の 1 月～3 月の労災事故について報
告)

- 4/30 ● 預金管理状況報告
● 健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙
保険料納付状況報告書提出
● 3 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
● 固定資産税(都市計画税)の納付(第 1 期)
● 2 月決算法人の確定申告・8 月決算法人の中
間申告
● 公益法人等の都道府県民税・市町村民税均
等割申告
● 5 月・8 月・11 月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかぎ◆健康保険料率は据え置きですが介護保険料率は変更になっております。介護保険対象の方は給与計算の際に金額が変更になっているか必ず確認してくださいね。ご不明な場合は後藤までお問い合わせください。